

川崎市自主防災活動功労者表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市表彰規程（昭和12年川崎市規則第11号）に基づき、自主防災組織の結成や自主防災活動に貢献するなど、特に顕著な功績のあった者又は団体を表彰し、もって防災まちづくりの発展に寄与することを目的とする。

（表彰の基準）

第2条 表彰は、地域における自主防災活動の振興に係る活動を行っている者又は団体（以下「者等」という。）で、次の各号のいずれかに該当する者等とする。

- （1）自主防災組織及びこれに準ずる団体が実施する防災活動に関し、その実績が特に顕著であると認められる者等
- （2）自主防災に関する安全思想の普及及び研究教育等に功績が顕著と認められる者等
- （3）原則として10年以上、災害の未然防止、被害の軽減等のため継続的、計画的に防災活動を行っている者等

（被表彰候補者の推薦）

第3条 被表彰候補者は、前条に規定する表彰基準に該当する者等のうちから区長が危機管理監に推薦する。

- 2 前項に定めるもののほか、前条に規定する表彰基準に該当する者等のうちから危機管理部長が危機管理監に推薦することができる。

（被表彰者の決定等）

第4条 被表彰者は、市民文化局長、健康福祉局長及び危機管理監が協議し、審議選考した者等について市長が決定する。

- 2 危機管理監は、被表彰者の審議選考に当たり、必要に応じて川崎市自主防災組織連絡協議会会長その他の者に意見を聴くものとする。
- 3 審議選考のための会議は、危機管理監が所管する。

（表彰）

第5条 表彰は、市長が表彰状等を授与して行う。

（事務局）

第6条 この要綱に係る事務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成１２年４月１日より施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成１３年１月１日より施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成１６年４月１日より施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成２１年３月１日から施行し、平成２１年２月１日より適用する。

附 則（平成２７年３月１８日２６川総危第１４６２号）

（施行日）

- 1 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成２７年度に行う表彰に係る審議選考については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２８年３月３１日２７川総危第１４４５号）

この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日２９川総危第１４０７号）

この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日３川総危第１８０１号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年９月２日８川危管第８２２号）

この要綱は、令和８年９月２日から施行する。